



宮 崎 県 公 報

平成27年 2 月 26 日 (木曜日) 第 2670 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“ ”) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“ ”) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“ ”) 2
- 有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 2
- 漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定…………… (漁村振興課) 3
- 漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施

頁

- 設の指定…………… (漁村振興課) 3
- 船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港…………… (“ ”) 3
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
- 都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 3

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 3
- 公共測量終了の通知…………… (管理課) 4

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

正 誤

- 平成27年 1 月 8 日付け県公報 (第2656号) 中…………… 4

告 示

宮崎県告示第 124号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年 2 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日向市立東郷病院	日向市東郷町山陰丙1412番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 2 月 25 日から平成30年 2 月 24 日まで

宮崎県告示第 125号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 2 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日

きずな歯科医院	西都市大字荒武3967-3	平成27年 2 月 1 日
医療法人社団瑞穂会 野田医院	延岡市安賀多町 2 丁目 6 番地 6	平成27年 2 月 1 日
赤木歯科医院	日向市大字財光寺 921-3	平成27年 1 月 1 日
在宅リハビリ訪問看護ステーション TOMO門川	東臼杵郡門川町大字門川尾末8481-1	平成26年11月19日

宮崎県告示第 126号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年 2 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
きずな歯科医院	西都市大字荒武3967-3	平成27年 1 月 31 日
野田医院	延岡市安賀多町 2 丁目 6 番地 6	平成27年 1 月 31 日
赤木歯科医院	日向市大字財光寺 954 番地 2	平成26年12月31日

宮崎県告示第 127号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 2 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社大浦	小林市野尻町東麓2561-1	デイサービス へいわ	小林市野尻町東麓2558-9	平成27年 2 月 2 日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター延岡 訪問看護ステーション	延岡市古城町 4 丁目 1 40番地	平成27年 2 月 1 日
株式会社プラス・ワン	宮崎市佐土原町東上那珂6410番地 2	通所介護アクティブセンター	西都市右松 2503番地 1	平成27年 2 月 1 日
医療法人愛弘会	日南市中央通 1 - 3 -	森歯科医院	日南市中央通一丁目 3	平成26年 12 月 2 日

	22		番地17	
株式会社洲脇組	北諸郡三股町新馬場 40番地 1	デイサービス はっぴー	北諸郡三股町新馬場 39- 8	平成25年 5 月 1 日

宮崎県告示第 128号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 2 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ことひら	都城市吉尾町6215番地	プラン工房 匠	都城市吉尾町6215番地	平成27年 2 月 1 日

宮崎県告示第 129号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成27年 2 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
26年-79	映画	人妻痴漢教習 バックからOK！	坂本組 <新日本映像>	平成27年 2 月 17 日
26 -80	映画	淫乱警備員 黒い網タイツ	遠軽組 <新日本映像>	
26 -81	映画	浮気で発情 かたいのが好き！	深町組 <新東宝映画>	
26 -82	映画	不倫美姉妹 ～白衣のあえぎ～	関根組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 130号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 2 の規定により、保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年 2 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡川南町大字川南字旭ヶ丘 26581- 1
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 字旭ヶ丘 26581- 1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに

川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 131号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成27年 2 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第 1 種本城漁港のうち、崎田防波堤の先端と崎田防砂堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成27年 4 月 1 日

宮崎県告示第 132号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県中間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 2 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
本城漁港 (串間市)	漁港内 指定施設 E 内 番号 1 から26で示された区域 図面に示す	26隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成27年 4 月 1 日

宮崎県告示第 133号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第 2 項の規定により、係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成27年 2 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成27年 4 月 1 日

2 徴収対象漁港

本城漁港

宮崎県告示第 134号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 2 月26日から平成27年 3 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字久保6193番 4 地先から同郡同町同大字字西7165番 1 地先まで	旧	4.0 ～ 20.2	1469.0
				新	11.4 ～ 123.0	1035.0

宮崎県告示第 135号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成25年宮崎県告示第 207号による都城広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 2 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 施行者の名称

都城市

2 都市計画事業の種類及び名称

都城広域都市計画公園事業 5・5・11号 早水公園

3 事業施行期間

平成25年 3 月28日から平成32年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、浜之段第 1 地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成27年 2 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成27年 2 月26日から平成27年 3 月26日まで

3 縦覧場所

都城市役所農政部農産園芸課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2632号により公告した公共測量（数値図化、数値地形図修正）が平成27年1月30日終了した旨、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から通知があった。

平成27年2月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成27年2月16日現在次のとおりである。

平成27年2月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,458人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,360人

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成27年2月16日現在次のとおりである。

平成27年2月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

東臼杵郡選挙区 8,230人

正 誤

平成27年1月8日付け県公報（第2656号）中

2	左	36	1110-18	1100-18
2	左	37	1110-19	1100-19

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---